

件名

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常  
の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条及び第八十条七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和七年金融庁告示第七十四号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(ミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算)</p> <p>第二十六条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 ミドルバケット資産が、保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、第一項の計算において当該資産のリスク修正控除後スプレッドを考慮するものとする。この場合においては、当該資産のリスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとし、ローリングヘッジ（満期のあるデリバティブ取引において、銘柄の乗換え等により満期日以降も継続することでヘッジ期間を延長することをいう。次条第二項第二号において同じ。）を行っているときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後における<u>リスク修正控除後スプレッドに、20%又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨とし当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50%を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を控除するものとする。</u></p>	<p>(ミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算)</p> <p>第二十六条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 ミドルバケット資産が、保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、第一項の計算において当該資産のリスク修正控除後スプレッドを考慮するものとする。この場合においては、当該資産のリスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとし、ローリングヘッジ（満期のあるデリバティブ取引において、銘柄の乗換え等により満期日以降も継続することでヘッジ期間を延長することをいう。次条第二項第二号において同じ。）を行っているときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後における<u>リスク修正控除後スプレッドに20%又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨</u>、<u>当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50%を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を控除するものとする。</u></p>
<p>(ミドルバケットの調整後スプレッドの計算)</p> <p>第二十七条 [略]</p> <p>2 前項第二号のCF<sub>s</sub><sup>A</sup>において、対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合には、次の各号に掲げる要件</p>	<p>(ミドルバケットの調整後スプレッドの計算)</p> <p>第二十七条 [同左]</p> <p>2 前項第二号のCF<sub>s</sub><sup>A</sup>において、対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合には、次の各号に掲げる要件</p>

のいずれかを満たすときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを資産のキャッシュ・フローから控除するものとし、第二号に該当するときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後における当該資産のキャッシュ・フローに、20%又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨とし当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50%を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

[一・二 略]

3 [略]

(経費リスクの額)

第六十四条 [略]

2 前項の地理的区分ごとに計算した額は、現在推計の額の計算に用いる直接経費及び間接経費（新契約費を含み、取扱手数料を除く。）が、第一号に定める表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加し、かつ、現在推計の額の計算で用いるインフレ率が、第二号に定める表の左欄に掲げる地理的区分及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じて、同表の右欄に定める水準で上昇するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が0を下回る場

のいずれかを満たすときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを資産のキャッシュ・フローから控除するものとし、第二号に該当するときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後における当該資産のキャッシュ・フローに20%又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨、当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50%を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

[一・二 同左]

3 [同左]

(経費リスクの額)

第六十四条 [同左]

2 [同左]

合にあつては、0とする。)とする。ただし、インフレ率の上昇は、インフレーションに影響を受ける経費のみに適用するものとする。

一 [略]

二 インフレ率の変動水準

地理的区分	期間	水準 (%)
[略]		
その他先進国市場	基準日より十年間	2
	基準日より十年経過後	1
[略]		

3 [略]

(信用リスクの額)

第二百二十八条 第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額の合計額（第三百三十条に規定する信用エクスポージャーの額に次款第三目に規定するリスク係数を乗じて得られる各信用エクスポージャーの信用リスクの額の合計額をいう。）

[二・三 略]

一 [同左]

二 [同左]

地理的区分	期間	水準 (%)
[同左]		
その他先進国市場	基準日より十年間	2
	基準日より十年経過後	1
[同左]		

3 [同左]

(信用リスクの額)

第二百二十八条 [同左]

一 各信用エクスポージャーに係る信用リスク額の合計額（第三百三十条に規定する信用エクスポージャーの額に次款第三目に規定するリスク係数を乗じて得られる各信用エクスポージャーの信用リスクの額の合計額をいう。）

[二・三 同左]

(返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数)

第百四十条 [略]

[2・3 略]

4 第二項のDSC比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう。

一 [略]

二 元金返済額（前号と同一の期間における当該不動産に係る信用供与への元金の返済額をいう。）

(ユーステスト及び経営管理態勢基準)

第百七十条 第百六十二条第三号に掲げる「ユーステスト及び経営管理態勢基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

[一～七 略]

八 内部モデル手法の利用において、内部モデル手法等の変更方針を適切に定めていること。

2 [略]

附 則

第十三条 附則第十条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において準用する第百七十七条の規定により基準日以前三年内に財政状態計算書（連結の範囲等調整後）にお

(返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数)

第百四十条 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

一 [同左]

二 元金返済額（前号と同一の期間における当該不動産に係る信用供与への元金の返済額をいう。）

(ユーステスト及び経営管理態勢基準)

第百七十条 [同左]

[一～七 同左]

八 内部モデル手法の利用において、内部モデル手法等の変更方針を適切に定めていること

2 [同左]

附 則

第十三条 附則第十条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において準用する第百七十七条の規定により基準日以前三年内に財政状態計算書（連結の範囲等調整後）に

いて連結の範囲に含まれることとなった第八十三条第二項において準用する第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をする場合に準用する。

[2・3 略]

別表十三（第一百七十七条第一項第二号、第三百三十八条第一項各号、第五百五十二条第一項第四号イ及びロ並びに同項第五号関係）

[一～四 略]

五 再証券化商品の信用リスクのリスク係数

格付区分	実効残存期間ごとのリスク係数（％）													
	一年以内	一年以上二年以下	二年以上三年以下	三年以上四年以下	四年以上五年以下	五年以上六年以下	六年以上七年以下	七年以上八年以下	八年以上九年以下	九年以上十年以下	十年以上十一年以下	十一年以上十二年以下	十二年以上十三年以下	十三年以上十四年超
[略]														
無格	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

において連結の範囲に含まれることとなった第八十三条第二項において準用する第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をする場合に準用する。

[2・3 同左]

別表十三（第一百七十七条第一項第二号、第三百三十八条第一項各号、第五百五十二条第一項第四号イ及びロ並びに同項第五号関係）

[一～四 同左]

五 [同左]

格付区分	実効残存期間ごとのリスク係数（％）													
	一年以内	一年以上二年以下	二年以上三年以下	三年以上四年以下	四年以上五年以下	五年以上六年以下	六年以上七年以下	七年以上八年以下	八年以上九年以下	九年以上十年以下	十年以上十一年以下	十一年以上十二年以下	十二年以上十三年以下	十三年以上十四年超
[同左]														
無格	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

